

10. 平成28年度の実施計画の実施状況の検証結果について

条例第11条第1項の規定に基づき、平成28年度の滋賀県中小企業活性化施策実施計画の実施状況の検証を行いました。

■実施状況の評価方法・区分

【評価方法】

目標数値がある事業については、数値目標の達成状況を基本に、数値に現れない取組成果・課題等を加減し、事業全体を4段階で評価する。また、数値目標が設定できない事業については、定性評価により事業全体を4段階で評価する。

■評価結果（全体）

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	62	57.4%
実施状況Bの事業	39	36.1%
実施状況Cの事業	5	4.6%
実施状況Dの事業	2	1.9%
合計	108	100.0%

【評価の区分】

- A: 予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況: 100%以上
- B: ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況: 75%以上～100%未満
- C: 予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況: 50%以上～75%未満
- D: 予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況: 50%未満

■体系ごとの評価・課題

(1) 中小企業の自らの成長を目指す取組の円滑化(条例第8条第2項)

- ・「エネルギー社会トップモデル形成推進事業」ほか計20事業を実施。(事業番号1～20)
- ・評価内訳

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	13	65.0%
実施状況Bの事業	6	30.0%
実施状況Cの事業	1	5.0%
実施状況Dの事業	0	0.0%
合計	20	100.0%

【評価の区分】

- A: 予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況: 100%以上
- B: ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況: 75%以上～100%未満
- C: 予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況: 50%以上～75%未満
- D: 予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況: 50%未満

総括

水環境ビジネス、医工連携、クリエイティブ産業など、将来において成長発展が期待される分野における取組において、それぞれ着実な進展が図られているほか、イノベーションの創出については、滋賀らしい強みの形成に向けた取組を進めることができた。また、海外展開支援についても、県内中小企業の海外ビジネス展開に向けた様々な支援や取組を進めることができた。

今後は、IoTの活用や事業化に向けた個別支援、ジェトロ滋賀貿易情報センターとの連携など、より具体的・発展的な取組を進めていく必要がある。

【将来において成長発展が期待される分野】

水環境ビジネス、医工連携、クリエイティブ産業などにおいて、ビジネスプロジェクトの更なる創出、ネットワーク参加企業の増加等による産学官連携基盤の充実強化、事業所の開設やモデル事業の実施など、それぞれ着実な進展が図られている。

【イノベーションの創出】

滋賀県産業振興ビジョンに掲げた5つの分野にかかる異分野・異業種連携のビジネスモデル9件に対し支援を行ったほか、滋賀発の成長産業発掘・育成に繋がるビジネスプランの発掘など、滋賀らしい強みの形成に向けた取組を進めることができた。今後は、新たな価値創造が見込まれるIoTを活用した取組への支援や、事業化に向けたビジネスプランに対するきめ細やかなハンズオン支援などにより、滋賀の経済成長を牽引する新たな成長分野の育成を図っていく必要がある。

【海外展開支援】

貿易投資相談窓口の設置や、ベトナム・ホーチミン市との覚書を活用した個別企業への現地支援などにより事業活動の更なる進展を図ったほか、汚水処理や農畜水産物などの分野において、ビジネス展開に向けた取組を進めることができた。今後は、平成29年7月開設予定のジェトロ滋賀貿易情報センターとの連携など、中小企業の海外展開にかかる取組を一層充実させ、より広がりのあるビジネス案件の創出につなげていく必要がある。

(2) 中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

- ・「滋賀のくすり振興対策費(地場製薬企業薬事エキスパート育成補助金)」ほか計53事業を実施。(事業番号21～73)
- ・ 評価内訳

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	30	56.6%
実施状況Bの事業	19	35.8%
実施状況Cの事業	2	3.8%
実施状況Dの事業	2	3.8%
合計	53	100.0%

【評価の区分】

- A: 予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況: 100%以上
- B: ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況: 75%以上～100%未満
- C: 予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況: 50%以上～75%未満
- D: 予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況: 50%未満

総括

人材の確保・育成については、女性の活躍や若者の就労に対する支援やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現の推進などに取り組み、着実な進展を図ることができた。また、商工会等による経営指導や制度融資の活用促進などにより、中小企業の経営の安定・向上にも一定の成果が得られているが、依然として、多種多様な経営課題に即したきめ細やかな支援が求められており、引き続き、小規模事業者を中心に継続的な支援を実施していく必要がある。創業の促進についても、ハード・ソフト両面からの取組により一定の成果が得られているが、今後は起業家や新たなビジネスプランの発掘・支援にも一層取り組んでいく必要がある。

【女性活躍、若者の就労促進】

滋賀マザーズジョブステーションの運営、企業での活躍を推進するためのセミナーなどによる女性の活躍促進や、おうち若者未来サポートセンターの運営などによる若者の就労支援にかかる取組を引き続き実施し所期の目標をほぼ達成したほか、県内企業等への就職者増加や就職におけるミスマッチ解消を図るための取組では、産官学連携による「滋賀インターンシップ推進協議会」を設立し、試行的にインターンシップを実施するなど進展を図ることができた。

【ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進】

モデル事例の紹介による情報発信等により推進企業の累計登録件数が目標数に達するなど、その必要性について一層の浸透を図ることができた。今後は、官民一体となり、企業にとってのメリットが具体的に感じられる取組などを実施し、県内中小企業に働き方改革を推進、浸透させていく必要がある。

【支援機関による経営支援・金融支援】

産業支援プラザ、商工会・商工会議所、中小企業団体中央会の窓口相談や地道な訪問指導により、金融、税務、労務、販路拡大などの分野において、多くの中小企業の経営改善が図られた。制度融資(資金貸付)においては、開業資金にかかる貸付メニューのリニューアルなどにより、中小企業者の多様な資金需要に対応することができた。また、専門家によるエネルギー診断や省エネ、ピーク対策、創エネ設備の整備に対する助成による経営の合理化、県で作成した手引を活用した事業継続計画(BCP)策定支援による危機管理意識の醸成など、様々な角度から経営基盤の強化を図ることができた。とりわけ商工会等による相談・訪問指導や制度融資は、中小企業の経営の安定・向上に必須の基礎的な支援であり、継続的かつ普遍的に実施していくことが重要である。

【創業の促進】

SOHO型ビジネスオフィスやコラボしが21インキュベーションなどのビジネス・インキュベーション(BI)施設の活用や、インキュベーション・マネージャー(IM)養成研修の実施など、ハード・ソフト両面からの取組を実施し、施設入居後の事業拡大などに繋げることができた。今後も引き続きBI施設の活用促進を図るとともに、次世代を担う起業家や新たなビジネスプランの発掘・支援にも一層取り組んでいく必要がある。

(3) 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)

- ・「伝統的工芸品月間等参加事業」ほか計29事業を実施。(事業番号74～102)
- ・ 評価内訳

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	16	55.2%
実施状況Bの事業	11	37.9%
実施状況Cの事業	2	6.9%
実施状況Dの事業	0	0.0%
合計	29	100.0%

【評価の区分】

- A: 予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況: 100%以上
- B: ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況: 75%以上～100%未満
- C: 予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況: 50%以上～75%未満
- D: 予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況: 50%未満

総括

企業情報シートの作成による自社分析支援や県内外大手企業との展示商談会等開催によるビジネスチャンス拡大など、ものづくりに携わる中小企業が必要とする支援を実施したほか、地場産業・地場製品の振興については基本的な指針を策定した。また観光客の来訪・滞在の促進についても、観光をキーにしたまちづくり、無料Wi-Fi環境の整備促進、「ピワイチ」によるサイクルツーリズムの普及促進・環境整備などの取組が進められた。

今後も引き続き、小規模事業者をはじめとする中小企業に効果の高い取組を各分野で進め、地域の経済循環を県の隅々にまで行き渡らせていく必要がある。

【ものづくり産業】

企業情報シートの作成等により、自社分析や受注体制強化、販路開拓・調達情報収集など、ものづくりに携わる中小企業が必要とする支援を実施し、その自立的・持続的な成長を促した。また、県内外大手企業との展示商談会等を開催し、県内中小企業のビジネスチャンス拡大を図ることができた。今後も引き続き、参加者の効用やメリットを明確にしなが、中小企業への周知・普及を図っていく必要がある。

【地場産業・地場製品】

実態調査をおこない基本的な指針をするとともに、滋賀の名品ロゴの作成やWebショッピングサイトの開設や、海外戦略・後継者育成に対する支援などにおいて、所期の目標を達成することができた。今後は、上記指針に基づき、施策の総合的な推進を図っていくことが必要である。

【企業の誘致】

市町等と連携した誘致活動などにより、目標を上回る立地件数を達成することができた。

【地酒の普及促進】

新酒披露会が様々な媒体で取り上げられるなど、近江の地酒の価値が再認識される契機を創出することができた。今後も普及啓発活動を継続して認知度向上・魅力発信に取り組み、近江の地酒を積極的に使用してもてなす機運を醸成していく必要がある。

【観光客の来訪・滞在の促進】

観光をキーにしたまちづくりによって観光振興のレベルアップと地域の活性化を目指す取組において、モデル地区やDMO候補法人に対する支援等により、地域で観光まちづくりに取り組む機運を高めることができたほか、無料Wi-Fi環境の整備促進による利便性の向上や、「ピワイチ」によるサイクルツーリズムの普及促進・環境整備などにより、県内各地への来訪を促す具体的な取組を進めることができた。今後については、それぞれの取組を各部局で更に進展させていくとともに、平成29年10月下旬オープン予定の首都圏情報発信拠点を核とした、県外への情報・魅力発信の強化にも取り組んでいくことが重要である。

(4) 中小企業者および関係団体等との有機的な連携の促進(条例第9条第1項)

- ・「伊藤忠商事株式会社との連携協定」ほか計6事業を実施。(事業番号103～108)
- ・評価内訳

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	3	50.0%
実施状況Bの事業	3	50.0%
実施状況Cの事業	0	0.0%
実施状況Dの事業	0	0.0%
合計	6	100.0%

【評価の区分】

- A: 予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況: 100%以上
- B: ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況: 75%以上～100%未満
- C: 予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況: 50%以上～75%未満
- D: 予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況: 50%未満

総括

産学官連携推進事業では、6件の共同研究が国の戦略的基盤技術高度化支援事業の採択を受け、連携の構築にとどまらず競争的資金の獲得という成果にまで繋がっている。また機関別の採択件数では滋賀県産業支援プラザが全国1位となっている。

6次産業化については、新たな取組を行う事業者を継続して発掘・支援していく必要があり、今後も部局横断の連携を推進し、ネットワークによる取組の進展を図っていく必要がある。

また、県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業、いわゆる“ちいさな企業”への関心・理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進するため、10月の「滋賀県ちいさな企業応援月間」において、ちいさな企業が担う役割・魅力の発信や関連施策の周知を図ったほか、「滋賀のちいさな企業元気セミナー」を開催し、ちいさな企業の活性化に向けた機運の醸成を図った。中小企業の活性化に対する機運や実効性を高めていくためには、中小企業者や関係団体等はもちろん、県民の中小企業に対する理解と関心を深めていくことが重要であり、今後も引き続き、条例の主旨や施策の周知・浸透を図っていく必要がある。

重点事項の評価・課題

- 下記の3項目を重点事項として定め、全108事業のうち該当する事業について重点的に取り組んだ。

- ① 小規模企業者への支援 [6事業:No.72、76、83、84、87、104]
- ② 地域の特性を活かしたイノベーションの創出 [10事業:No.2、3、7、9、10、62、66、67、91、95]
- ③ 共に働く共生社会づくりの実現 [11事業:No.25、27、30、31、32、33、34、35、42、43、44]

- 重点事項ごとの事業評価内訳

評価	重点事項①	重点事項②	重点事項③
実施状況Aの事業	2	6	6
実施状況Bの事業	3	4	3
実施状況Cの事業	1	0	1
実施状況Dの事業	0	0	1
合計	6	10	11

【評価の区分】

- A: 予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況: 100%以上
 B: ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況: 75%以上～100%未満
 C: 予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況: 50%以上～75%未満
 D: 予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況: 50%未満

総括

- ①ものづくり分野における支援、地場産業・地場産品の振興、地酒の普及促進、10月の応援月間やWeb等を活用した魅力発信など分野において、小規模企業をはじめとした中小企業の活性化にかかる取組を実施し、目標については概ね達成することができた。小規模事業者は多種多様な経営課題を抱え、相談相手も限られていることから、今後も引き続き商工会等の支援機関による窓口相談や訪問指導をベースに日常的なサポートを行いながら、各分野における個別支援や情報発信を並行して行い、重層的な支援を継続していく必要がある。
- ②異分野・異業種連携によるビジネスモデルへの支援、水環境ビジネスにおける海外プロジェクトの創出・展開、医工連携による新たな事業展開など、将来において成長発展が期待される分野を中心にイノベーションの促進に取り組むとともに、滋賀発の成長産業発掘・育成に繋がるビジネスプランの発掘やインキュベーション・マネージャーによる創業支援を中心に新たな事業の創出を促進し、目標については概ね達成することができた。今後は、IoTを活用した取組支援やビジネスプランに対するきめ細やかなハンズオン支援、次世代を担う起業家や新たなビジネスプランの発掘・支援にも一層取り組み、イノベーションの創出や創業の促進を進展させていく必要がある。
- ③女性、若者、中高年齢者、障害のある方などに対する就労支援や、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進など共生社会づくりの実現に向けた取組を進め、目標については概ね達成することができた。しかしながら、中小企業においては人材の確保が大きな経営課題の一つとなっていることから、インターンシップの推進や青少年期からのキャリア教育など、雇用のミスマッチ解消や勤労観の醸成が促進されるような取組についても、並行して注力していく必要がある。

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（平成24年滋賀県条例第66号）

滋賀の中小企業は、地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面において、重要な役割を果たしている。

全国有数の「モノづくり県」である本県産業を支えているのは、確かな技術や品質管理を誇る滋賀の中小企業である。また、「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」に代表される近江商人の精神は、滋賀の中小企業に受け継がれている。

しかしながら、今、中小企業を取り巻く経済や社会の状況を見ると、人口減少や少子高齢化によって生産活動を支える労働力や国内需要が減少し、ライフスタイルや意識の変化によって消費行動は変化している。さらには、アジア等の新興国の台頭や急激な円高により、コストダウンの圧力が高まり、産業の空洞化なども懸念され、また、自然災害などに対する危機管理も課題となっている。

滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、その主役である中小企業の活性化が不可欠である。これによって、地域でヒト、モノ、カネ、情報の集積と好循環が生まれていく。

また、厳しい経済や社会の状況の中であっても、中小企業には、未来に向け果敢に事業活動を展開するとともに、強みや可能性を伸ばしながら様々な課題を乗り越え、地域で生き生きと活躍することが強く求められている。

私たちは、中小企業が本県経済の持続的な発展の原動力となり、また、地域に貢献する企業として成長するよう、様々な関係者による一層の連携と協力の下に、中小企業の活性化を推進していくことを決意し、ここに滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策（以下「中小企業活性化施策」という。）の基本となる事項を定め、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に実施することにより、中小企業の活性化を推進し、もって本県の経済および社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業の活性化 中小企業による自らの成長を目指す取組が促進され、その経営基盤が強化され、および産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動が活発に行われることにより、中小企業が地域の経済および社会の担い手としての役割を主体的に果たしつつ、その多様で活力ある発展が図られることをいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者（会社および個人に限る。）であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の活性化は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること。
- (2) 小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られること。
- (3) 小規模企業者に配慮する等中小企業者の経営規模が勘案されること。
- (4) 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること。
- (5) ものづくり産業（製造業その他の工業製品の設計、製造または修理と密接に関連する事業活動を行う業種をいう。以下同じ。）の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特徴が生かされること。
- (6) 県、中小企業者、関係団体等（中小企業に関係する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関（以下「大学等」という。）および金融機関をいう。以下同じ。）、国および他の地方公共団体の連携および協力が図られること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業活性化施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たり、中小企業者、関係団体等、国および他の地方公共団体との連携に努めるとともに、中小企業者および関係団体等に対し、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。
- 3 県は、中小企業の活性化に市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が中小企業活性化施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

（中小企業者の努力）

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的かつ自立的に経営の向上および改善に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、基本理念にのっとり、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入、地域における雇用の機会の創出、地域づくりへの参画等により、地域の経済および社会に貢献するよう努めるものとする。

（関係団体等の役割）

第6条 中小企業に関係する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の活性化のために支援および協力を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業の実施に当たっては、中小企業者との取引の拡充、中小企業者の研究開発に対する支援、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。
- 3 大学等は、基本理念にのっとり、中小企業者の研究開発、新規事業の創出ならびに人材の確保および育成に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。
- 4 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応、経営改善に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第7条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の活性化が地域の経済および社会の発展に寄与することについての関心および理解を深めるとともに、中小企業者が供給する物品の購入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

（中小企業活性化施策の基本）

第8条 県が実施する中小企業活性化施策は、次項から第4項までに定める施策を基本とするものとする。

- 2 県は、中小企業による自らの成長を目指す取組が円滑に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
 - (1) 将来において成長発展が期待される分野への参入に向けた環境の整備、当該分野における研究開発に対する支援その他の方法により、当該分野における中小企業の参入および事業活動の促進を図ること。

(2) 地域の実情および特性を踏まえた商品および役務の開発に対する支援、これらの利用の推進その他の方法により、県民の安全および安心に配慮した中小企業の事業活動の促進を図ること。

(3) 海外における新たな需要の開拓に対する支援、外国との経済交流の推進その他の方法により、中小企業の海外における円滑な事業の展開の促進を図ること。

3 県は、中小企業の経営基盤が強化されるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発の促進、就業環境の整備その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成を図ること。

(2) 資金の供給の円滑化、経営改善および危機管理に関する支援体制の整備、事業および技術の円滑な承継に対する支援その他の方法により、中小企業の経営の安定および向上を図ること。

(3) 創業に向けた環境の整備、創業に関する意識の啓発、新商品の開発に対する支援その他の方法により、中小企業の創業および新たな事業の創出の促進を図ること。

(4) 県の物品、役務等の調達に関する中小企業者の受注の機会の増大、中小企業者が供給する物品、役務等に対する情報の発信その他の方法により、中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進を図ること。

4 県は、産業分野の特性に応じ、中小企業の事業活動が活発に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 付加価値の高い製品の開発能力の向上および製品の新たな需要の開拓に対する支援、地場産業における製品の魅力の発信、企業の設備投資の促進その他の方法により、ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大を図ること。

(2) 商店街への来訪客の増加を図るための環境の整備、商店街における創業の促進その他の方法により、小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大を図ること。

(3) 新たな観光資源の発掘、観光資源の魅力の増進およびその発信、これらを活用した事業の推進その他の方法により、観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大を図ること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大を図ること。

(連携および協力の推進)

第9条 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、事業の分野を異にする事業者の交流の機会の提供、共同研究の実施に対する支援その他の方法により、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進するものとする。

2 中小企業者および関係団体等は、中小企業活性化施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(実施計画)

第10条 知事は、毎年度、中小企業活性化施策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、実施計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(検証および施策への反映)

第11条 知事は、毎年度、実施計画の実施の状況を検証するとともに、その検証の結果を遅滞なく、公表しなければならない。

2 知事は、前項の規定による検証の実施に当たっては、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項の検証の結果を中小企業活性化施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第12条 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たっては、中小企業者、関係団体等および市町の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の実施等)

第13条 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、必要な調査および研究を行うとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 県は、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上および税制上の措置)

第15条 県は、中小企業活性化施策を推進するため、必要な財政上および税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(滋賀県中小企業活性化審議会)

第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県中小企業活性化審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、第10条第2項および第11条第2項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、中小企業の活性化に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、中小企業の活性化に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第17条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、中小企業の活性化に関し学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(滋賀県ちいさな企業応援月間)

第18条 県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進するため、滋賀県ちいさな企業応援月間を設ける。

2 滋賀県ちいさな企業応援月間は、10月とする。

3 県は、小規模企業者をはじめとする中小企業者、関係団体等、国および市町と連携して、滋賀県ちいさな企業応援月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

付 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

〔略〕

付 則（平成28年条例第40号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

滋賀県産業振興ビジョンの概要

第1 ビジョン策定の趣旨

1 ビジョン策定の背景・意義

中長期的な視点から、「何を強みとして、どのような産業やビジネスモデルを成長の“エンジン”として振興し、さらに県内での経済循環をどのように促進していくのか」といった視点から産業振興のあり方を考え、戦略的に取組を図るため策定

2 ビジョンの県政における位置付け

- 本県における産業振興施策を総合的に推進するための中長期の指針
- 「滋賀県基本構想」に基づく部門別計画の一つ
- 「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づく施策の展開とあいまって、本県経済の発展、雇用の維持・拡大、地域の活性化を目指すもの等

3 計画期間 10年：平成27年度（2015年度）～平成36年度（2024年度）

第2 本県産業の現状と課題

1 本県産業を取り巻く経済・社会情勢の変化

(1) 国内の動向 ○ 人口減少と少子高齢化の進行

- 製造業における海外現地生産比率の上昇
- 東日本大震災を契機としたエネルギーをめぐる社会情勢の変化
- 東京オリンピック・パラリンピック、本県での国民体育大会等の開催等

(2) 世界の動向 ○ アジアをはじめとする新興国市場の拡大等

(3) 国の成長戦略等における施策の方向

- 成長戦略の推進 ○ 「小規模企業振興基本法」の施行 ○ 地方創生の推進

2 本県の特徴と課題

- 豊かな自然環境と多くの歴史遺産・文化資産 ○ 恵まれた地理的条件と広域交通基盤
- 県内総生産に占める第二次産業の割合の高さ
- 製造業のほとんどの業種が「域外需要産業」
- 進む県内企業の海外事業展開 ○ 受け継がれる「三方よし」の精神
- 取引先との信頼関係と技術力を強みとする中小企業、一方、難しい人材の確保・育成
- 様々な分野の大企業のマザー工場や研究所が多く立地
- 多くの産地で厳しい状況にある地場産業
- 減少傾向にある商業・サービス業の事業所数と従業者数
- 若者を取り巻く厳しい雇用情勢 ○ 女性の労働力率の低さと大きな潜在力
- 豊富な地域資源、一方で、宿泊・滞在型観光の少なさ、ブランド力の弱さ
- 教育研究機関が多数立地 ○ 全国第1位のF T T H（光回線）世帯普及率等

第3 産業振興の基本的な考え方

1 基本理念

世界にはばたく成長エンジンと地域経済循環の絆で形づくる
“滋賀発の産業・雇用”の創造

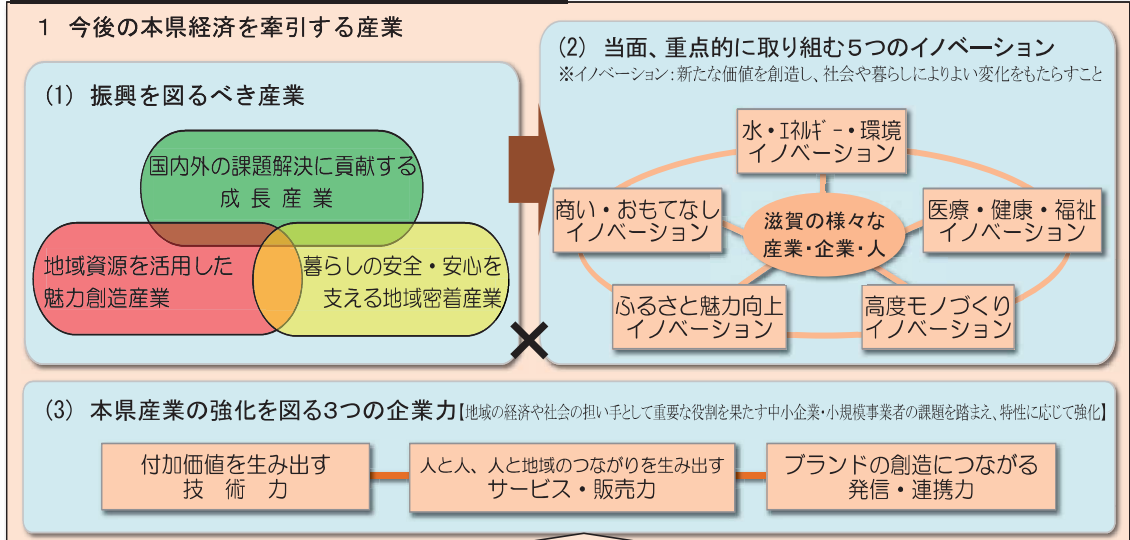
2 ビジョンが目指す姿

- ☆新たな成長産業の創出により、『日本を支えるたくましい経済が創造』
- ★挑戦する企業の活躍により、『地域経済の活性化、雇用の維持・拡大』
- ☆世界に通用するブランド価値の発信により、『滋賀のステータスが向上』
- ★地域貢献企業の集積により、『地域を支え、地域が潤う循環型経済が確立』
- ☆イノベーションの連続により、『新たなビジネスモデルが次々と展開』

3 産業振興施策を進めるにあたっての視点

- ① 産業活動を支える『事業環境づくり』の視点
- ② 地域の特性を活かした『まちづくり』の視点
- ③ 本県産業を担う『人づくり』の視点
- ④ 多様な産業の集積を活かした『つながりづくり』の視点
- ⑤ 中小企業の強みを伸ばす『競争力づくり』の視点
- ⑥ 追随を許さない『モノづくり』の視点
- ⑦ 滋賀ならではの『ことづくり』の視点
- ⑧ 一人ひとりの県民の『幸せづくり』の視点

第4 産業振興の基本的方向



- 2 産業振興施策の基本**
- (1) 企業の経営基盤力の強化**

 - 経営基盤の強化に対する支援
 - 創業および新事業創出の促進
 - 中小企業・小規模事業者の活性化
 - 企業立地の促進

(3) 新たな価値や力を生み出す連携力の強化

 - 異分野・異業種間の連携の推進
 - 企業間連携の推進
 - 産学官金民および地域との連携の推進
 - 広域での地域間連携の推進
 - 中小企業支援機関や公設試験研究機関間の連携の推進

(2) これからの産業を担う人材力の強化

 - キャリア教育等の推進
 - 産業のニーズにあった人材の育成・確保
 - グローバル人材の育成・確保
 - 中小企業の人材育成に対する支援
 - 起業家の育成等
 - 県内大学生等の定着促進
 - 若者の活躍推進 ○ 女性の活躍推進
 - 障害者の活躍推進 ○ 高齢者の活躍推進
 - 外国人材の活用 ○ ワーク・ライフ・バランスの推進
 - 雇用のミスマッチの解消等 ○ 優れた技能の伝承

(4) 海外の需要を取り込む国際展開力の強化

 - 企業の海外展開に対する支援
 - 海外からの企業誘致の推進 ○ 海外からの誘客の推進

(5) 経済循環力の強化

 - 地域資源の活用の促進
 - 滋賀の資源をつなぐコーディネート機能の充実
 - 県内での企業間取引の促進
 - 「地産地消型」・「自立分散型」エネルギー社会の創造に向けての取組の推進

(6) 事業活動を支える地域力の強化

 - 企業で働く人やその家族が住みやすいまちづくり ○ 「滋賀・びわ湖ブランド」の取組推進
 - コミュニティビジネスの推進 ○ 人と物の交流を支えるインフラの整備 ○ 産業用地の確保

第5 ビジョンの推進

- 1 各主体の役割**
- 県の役割 庁内の関係部局が連携し、総合的に施策を推進するとともに、県内企業へのヒヤリングや関係団体・市町等との意見・情報交換を行うなどして、本県産業の実態や課題の把握と、それらを踏まえた施策の構築等に努める。また、必要な調査・研究を実施。
 - 企業の役割 ○ 関係団体等の役割 ○ 大学等教育・研究機関の役割 ○ 金融機関の役割 ○ 県民の役割
- 2 市町や国等との連携** 市町と連携・協力し、それぞれの地域の特性や実情に応じた産業の創出・振興を図ること等
- 3 本県経済・産業の活性化状況のモニタリング**
 毎年度、有識者等の意見を聴きながら、本県経済・産業の動向について、量的（客観的）および質的（主観的）の両面からモニタリングを行い、その状況を把握・分析し、具体的な施策の構築や検証等に活用

お問い合わせ先：滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL:077(528)3733 FAX:077(528)4871

E-Mail:fb00@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/chusho/>

